



国土交通省

重要なお知らせ

平成28年4月1日より

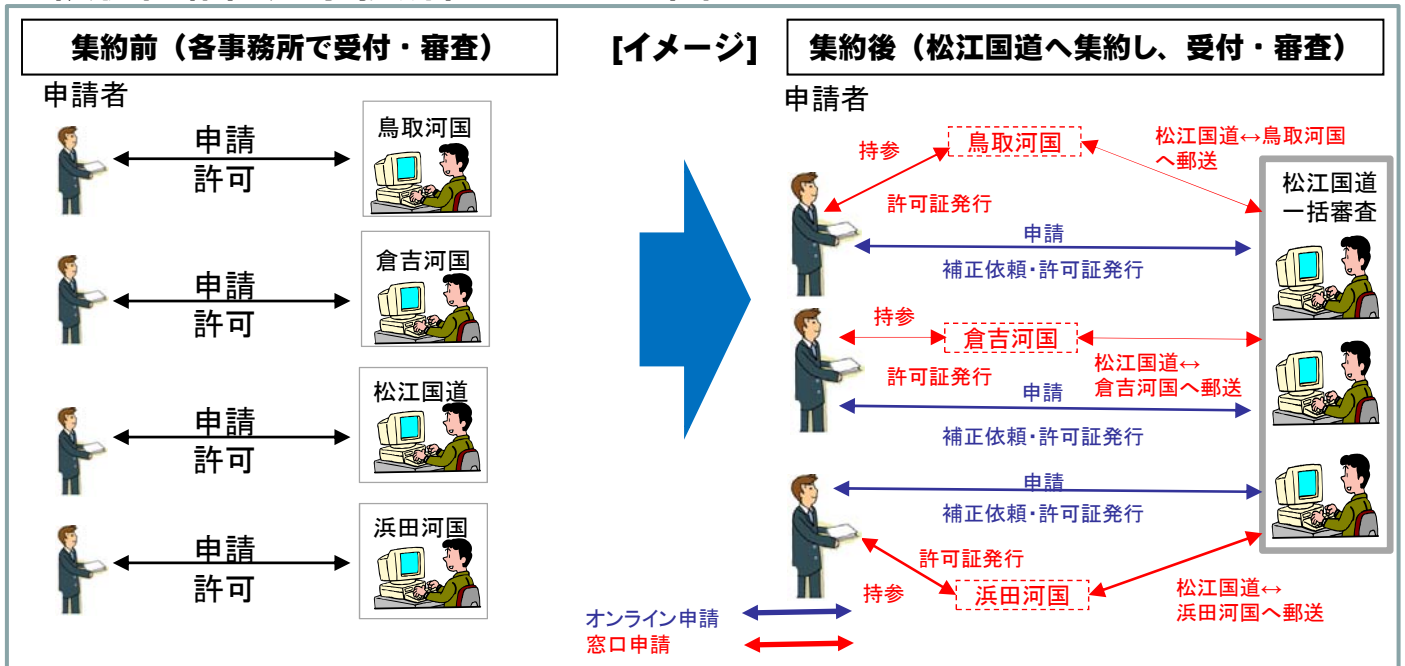
山陰側直轄国道事務所特殊車両申請窓口を集約化します

特殊車両通行許可申請の審査を効率的且つ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、中国地方整備局では、平成27年4月から山陽側の審査窓口を広島国道事務所へ集約化しました。更に平成28年4月から山陰側の直轄国道事務所の審査窓口を松江国道事務所へ集約化します。

【集約化の概要】

これまで個々の窓口事務所で行っていた申請の審査を、集約先で一括して集中的に実施。これに伴い、従前と較べて以下の点が変わります。

山陰側直轄国道事務所審査窓口の集約化



○特車申請に係る相談、申請内容の確認や補正依頼のお知らせは、原則全て松江国道で対応します。

○紙・FDでの申請については、これまで持参していた鳥取河川国道、倉吉河川国道、浜田河川国道へ引き続き提出頂けますが、提出先事務所から松江国道に転送するため、時間を要する場合がありますので、できる限り、オンライン申請を利用されるようお願いいたします。

○オンライン申請は平成28年3月31日（予定）までは、鳥取河川国道、倉吉河川国道、浜田河川国道へ申請可能ですが、集約化に伴い補正依頼や許可証の発行は、松江国道より実施する場合があります。

○平成28年3月31日以降（予定）の山陰側直轄国道事務所への申請は、松江国道のみとなります。



平成28年度の集約化対象事務所

※記載の無い事務所は28年度集約化の対象外
※下線の事務所は28年度からオンライン申請の
受付を廃止(更新・変更は集約先事務所へ)

関東地方整備局 (道路部交通対策課)

大宮国道事務所・北首都国道事務所

➡ 大宮国道事務所

北陸地方整備局 (道路部交通対策課)

新潟国道事務所・長岡国道事務所
高田河川国道事務所・富山河川国道事務所
金沢河川国道事務所

➡ 新潟国道事務所

中部地方整備局 (道路部交通対策課)

① 静岡国道事務所・浜松河川国道事務所
② 岐阜国道事務所・多治見砂防国道事務所
③ 三重河川国道事務所・紀勢国道事務所
北勢国道事務所➡ ① 静岡国道事務所
➡ ② 岐阜国道事務所
➡ ③ 三重国道事務所

近畿地方整備局 (道路部交通対策課)

① 福知山河川国道事務所・滋賀国道事務所
② 和歌山河川国道事務所・奈良国道事務所
③ 豊岡河川国道事務所・姫路河川国道事務所➡ ① 京都国道事務所
➡ ② 大阪国道事務所
➡ ③ 兵庫国道事務所

中国地方整備局 (道路部交通対策課)

鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所
松江国道事務所・浜田河川国道事務所

➡ 松江国道事務所

四国地方整備局 (道路部道路管理課)

香川河川国道事務所・中村河川国道事務所・
徳島河川国道事務所・土佐国道事務所

➡ 香川河川国道事務所

九州地方整備局 (道路部交通対策課)

① 福岡国道事務所・北九州国道事務所
② 佐賀国道事務所・長崎河川国道事務所
③ 大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所
④ 宮崎河川国道事務所・延岡河川国道事務所
⑤ 鹿児島国道事務所・大隅河川国道事務所➡ ① 福岡国道事務所
➡ ② 佐賀国道事務所
➡ ③ 大分河川国道事務所
➡ ④ 宮崎河川国道事務所
➡ ⑤ 鹿児島国道事務所

沖縄総合事務局 (道路管理課)

北部国道事務所・南部国道事務所

➡ 南部国道事務所